

植物防疫所からのお知らせ



輸出検査におけるリモート検査対象品目が広がります

輸出検査の対象となる、中古農業機械、きのこ、海藻類及び高度加工品を対象としてリモート検査を行っています。

輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号）の改正により、令和6年4月1日から、リモート検査の対象が拡大されましたので、お知らせします。

リモート検査の対象となるもの

- 1 中古農業機械
- 2 きのこ、海藻類
- 3 高度加工品※（小麦粉、コーンスターチ、植物オイル等）
- 4 製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品
- 5 木材こん包材（輸入国の検疫要求を満たすための検査が要求されるもの）
- 6 籐及びコルク
- 7 麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗繊維（原綿を含む）であって植物の包装材料として使用されたことのないもの
- 8 製茶、ホツプの乾花及び乾たけのこ
- 9 発酵処理されたバニラビーン
- 10 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物
- 11 あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイナップル、バナナ、パパイア、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんの乾果
- 12 ココヤシの内果皮を粒状にしたもの
- 13 乾燥した香辛料であって小売用の容器に密封されているもの
- 14 凍結された植物（くるみの核子を除く）



*国際基準ISPM32のAnnex I で例示される有害動植物の付着の可能性を生じさせない加工法が施されたもの [ismjino32.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.ippn.go.jp/ismjino32.pdf)



輸出先国によっては、別途要求事項が定められている場合があります。

改正された輸出検疫実施要領は植物防疫所のHPに掲載されます。

植物防疫所ホームページは
こちら→

🔍 輸出検査実施要領

検索

